

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の事務手続誤りについて

令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の申請手続において、事務の誤りにより、給付した金額の一部（15,160,000円）について国からの交付を受けられない事態が発生しました。

この交付を受けられない額につきましては、一般財源による措置で対応させていただきましたが、このような事態を招いたことを深くお詫びいたしますとともに、再発防止の徹底に努めてまいります。

〔物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金〕（給付金分）（円）

交付金の内訳	給付済額（執行済額）	国からの交付金受入額	差額
事業費	901,230,000	886,070,000	▲15,160,000
事務費	27,176,255	51,487,000	※24,310,745
総額	928,406,255	937,557,000	9,150,745

※国に返納した額

1 経緯

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金においては、令和6年度第3回実施計画（令和7年1月17日提出）にて最終給付実績値を計上するべきところ、第2回実施計画（令和6年10月23日提出）後から最終給付日までの間（令和6年10月19日から11月29日まで）の給付実績値（15,160,000円）について、担当者の誤認や決裁過程における証左資料の確認不足などにより計上漏れのまま、国へ提出してしまいました。

この計上漏れについて、令和7年4月7日、令和6年度終了実績報告の作成時に事態を把握したため、直ちに県及び国（総務省、内閣府）に対して、追加交付決定や既に交付を受けている事務費と事業費との費目間の流用等、何らかの救済措置が受けられないか検討を依頼しておりました。ところが、令和8年1月8日、内閣府より救済措置がない旨の回答がありました。

令和8年3月31日に、費目間の流用が不可能である事務費の返還請求（返納金納入告知書（国庫金）24,310,745円）があり、これをもって最終確定となりました。

なお、本件に関する給付対象者への給付は適正に執行されており、給付漏れは発生しておりません。

（参考） 本業務の実施体制と状況

- ① 令和6年度は、職員4名（うち3名は兼務職員）により当該給付金業務を実施しており、各職員は、通常業務に加えて当該業務に従事しておりました。
- ② 令和6年度における給付金実施状況は、令和5年度からの繰越事業が3つ、

令和6年度事業が3つ、加えて令和6年11月の閣議決定による新たな追加事業が2つ、計8つの給付金事業が実施されておりました。

2 市長要求監査について

事務手続誤りにより15,160,000円もの交付金を国から受けられなかったことは、市の財政にとって看過できない費用負担であり、市民からの信頼を大きく損なう結果でもあることから、その原因を究明し、再発防止に向けた課題を明確化する必要があると考え、ついては、独立した監査委員の見地から客観的かつ公正な検証を行うことが必要であると判断し、令和8年5月27日付けで、本庄市監査委員に対し、地方自治法第199条第6項の規定に基づく市長の要求による監査を求めました。

3 監査結果の概要

令和8年7月23日に監査結果報告書を受理いたしました。概要については以下のとおりです。

【監査結果の概要】

当該交付金に係る事務について、市民への給付金交付手続は事業目的に沿った適正な事務執行が行われていたと評価できる一方、交付金の申請手続では、事務手続の一部を誤認し、組織として、決裁過程におけるチェック体制も十分に機能しなかったことから、交付金を受領できず、市民の信頼を損なう結果となった。

今回の監査結果を踏まえ、今後に向けて実効性の高い再発防止策を講じるとともに、職員間で問題意識を共有し、組織力の向上を図り、適正かつ確実な事務執行に努める必要がある。

また、行政組織として適切な説明責任を果たし、市民の信頼回復に努められたい。

なお、交付金を受領できなかったことに伴い一般財源を充当したことは、事業継続と住民福祉を確保するための合理的な政策判断と認められるが、その重みを十分認識し、今後の行政運営に生かしていく必要がある。

4 再発防止策について

- ・実施計画書、実績報告書その他重要書類について、複数職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図ります。

- ・今後同様の業務が実施される際には、当該業務に専属で従事できるようプロジェクトチーム等を設置するなど、事務処理体制の充実を図ります。

また、必要に応じて業務委託の実施や会計年度任用職員の効果的な配置を行うなど、業務量、業務内容に応じて柔軟に対応できる体制を整備します。

- ・事務処理等に関する内部規定の再点検、運用の周知徹底を図るとともに、法令

遵守を徹底するための体制の整備を進めます。

5 職員の処分について

地方公務員法第29条第1項第1号に基づき、懲戒処分を行いました。

(1) ・処分内容 懲戒処分（減給10分の1・1か月）1名

・処分年月日 令和8年8月14日

・被処分者 企画財政部 部長（当時） 57歳

・処分理由 地方公務員法第33条（信用失墜行為）

(2) ・処分内容 懲戒処分（戒告）3名

・処分年月日 令和8年8月14日

・被処分者 企画財政部 課長 55歳

企画財政部 課長 55歳

福祉部 課長 55歳

・処分理由 地方公務員法第33条（信用失墜行為）

(3) その他

上記処分のほか、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る事務手続誤りに係る職員については、訓告を行った。

6 市長及び副市長の対応について

市政に対する市民の信頼を損ねたことを組織として重く受け止め、市長及び副市長の給料を減額するための条例案を令和8年第3回定例会に提案します。

【減額内容】

令和8年10月支給分の給料について、現在、特例により減額を実施している減額率にそれぞれ20%を加え、減額措置を行うもの